

# 太陽光発電設備の設置には 事前協議及び工事着手の届出が必要です。

対象は次の通りです。

## 〈対象となる太陽光発電設備設置事業〉

※ 発電出力が50kW以上の太陽光発電設備を土地又は水面上に設置する事業（実質的に同一の事業主が、同時期若しくは近接した時期に、実質的に同一と認められる場所で、複数の太陽光発電設備を設置する事業等であって、当該総発電出力が50kW以上となるもの又は既に完了している事業等若しくは施工中の事業等の太陽光発電設備の変更等を行う事業等であって、当該変更後の発電出力が50kW以上となるものを含む。）

※ 太陽光発電の設置には、他の法令・条例等の手続が必要となる場合がありますのでご注意ください。

※ 建築物に設置される太陽光発電設備は除きます。

## 1 条例制定の背景・目的

・固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が増えており、建築基準法や都市計画法の適用を受けない太陽光発電設備の設置については、景観・眺望の阻害や太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足等が問題となっています。

こうしたことから、太陽光発電設備設置事業と生活環境との調和を図るため、住民との調整などの手続きを定める条例を制定しました。

## 2 設置に当たって守っていただきたいこと

・太陽光発電設備の設置を行う事業主は、次の事項にご注意ください。

①本条例および他の関係法令、条例等を遵守すること。

②生活環境への被害を未然に防止する措置を講じること。

③事業内容について、近隣関係者（事業区域に隣接する土地の所有者並びに建築物の所有者及び居住者）や、地域住民（区会、町内会等）への説明を行い、良好な関係を保つこと。

・工事着手には事前協議後、着手の60日前までに届出を行う必要があります。

## 〈違反者の公表について〉

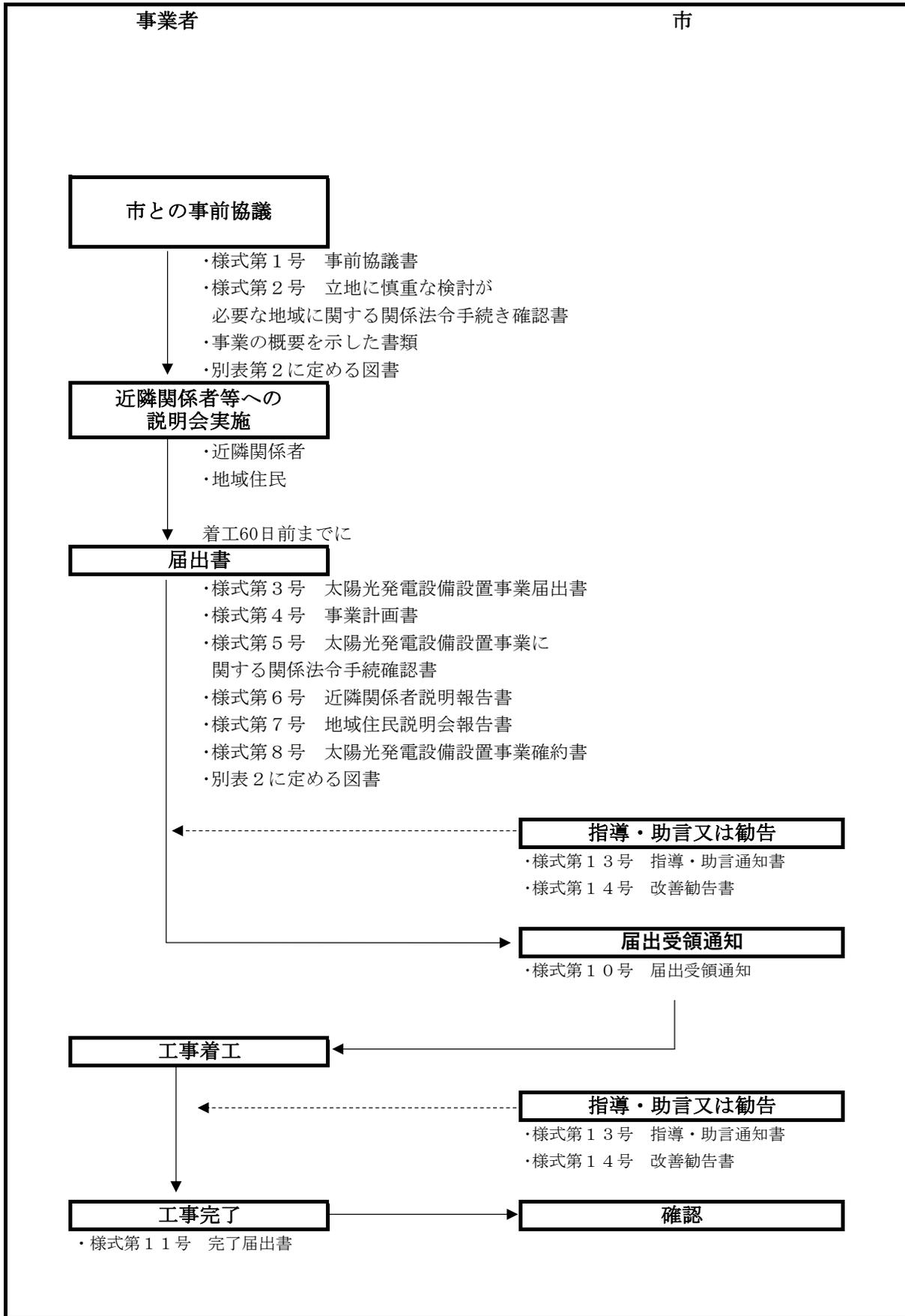
※ 必要と認められたときは指導、助言を行います。また、無届による事業や虚偽の届出等により事業を行ったときあるいは、指導に正当な理由がなく従わないときは、適切な措置を講ずるよう事業主等に対して勧告し、事実を公表します。

※50kw未満は本条例の適用にはなりません。資源エネルギー庁事業計画策定ガイドラインに沿って施工されることをお願いいたします。

〒705-8602 岡山県備前市東片上126

窓口：備前市役所 都市住宅課 TEL：0869-64-1834 FAX：0869-64-1850

設置事業工事(太陽光発電施設発電出力50キロワット以上)の届出等の標準的な流れ



※事業の変更をした場合は 条例第7～11条を適用し、変更届出書を提出  
(事前協議、近隣関係者等への説明、届出、届出受領通知、工事完了の届出を提出のこと)